

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

GO ファンド株式会社

■ 金融商品取引契約の概要

GO ファンド投資組合および GO ファンド匿名組合（以下「本組合」といいます。）は、各組合員が出資を行い、共同で投資事業を行うことを目的とし、投資収益を確保することを基本方針としております。

- ・ 本取得勧誘の対象となる有価証券は、金商法第 2 条第 2 項第 5 号に規定される権利（集団的投資スキーム持分、以下「本組合出資」といいます。）です。
- ・ 本組合出資の私募は、GO ファンド株式会社（以下「当社」といいます。）が行います。
- ・ 当社は、金商法に基づく投資運用業及び第二種金融商品取引業の登録を行っている金融商品取引業者です。
- ・ 本組合事業は日本国債、国内外の株価指数先物取引・債券先物取引、および GO ファンド投資事業組合マザーファンドへの投資を行う事業となります。
- ・ 本組合出資の申込みに際し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、各出資者及びご担当者の取引時確認を行わせていただきます。

■ 手数料等について

お客さまは、GO ファンド株式会社（匿名組合の営業者または任意組合の業務執行組合員）（以下「当社」といいます。）に対し、直接、手数料や報酬は支払いません。当社に対しては出資金が含まれる匿名組合財産または任意組合財産から次の報酬が支払われます。

【管理報酬】

- ・ 匿名組合財産から毎月末に、各クラス（出資時期毎の月ベースの単位）の評価額に年率 2 % を乗じた金額の 1 ヶ月分を、管理報酬として各クラスからお支払いいただきます。
- ・ 任意組合財産から毎月末に、各クラス（出資時期毎の月ベースの単位）の評価額に年率 2 % を乗じた金額の 1 ヶ月分（税別）を、管理報酬として各クラスからお支払いいただきます。

【成功報酬】

- ・ 匿名組合財産から毎月末に、各クラスの評価額（管理報酬控除後）とハイ・ウォーター・マークを比較し、超過収益に 30% を乗じた金額を成功報酬として各クラスからお支払いいただきます。
- ・ 任意組合財産から毎月末に、各クラスの評価額（管理報酬控除後）とハイ・ウォーター・マークを比較し、超過収益に最大 30% (税別) を乗じた金額を成功報酬として各クラスからお支払い

いただきます。

※ハイ・ウォーター・マーク：過去の全ての計算日における、各クラスの評価額（管理報酬および成功報酬控除後）の最高値

【その他の負担する費用】

匿名組合または任意組合の事業に関連して発生する費用として、匿名組合財産または任意組合財産の取得および処分にかかる費用、会計帳簿等の会計記録の作成費用、弁護士等の専門家費用、その他の匿名組合または任意組合の事業に関連して発生した費用等は、すべてお客さまの出資金が含まれる各組合財産より支払われます。匿名組合または任意組合への出資時には金融機関の振込手数料がかかります。振込手数料については、金融機関により相違・変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。

■ 出資対象事業に係るリスク

本組合出資は、一定の収益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。本組合出資につき、払込出資金の一部又は全部に損失が生じる可能性が存在します。また、元本を上回る損失を被る可能性もあります。リスクの概要は、次のとおりですが、すべてのリスクを網羅したものではなく、各出資者は、自らの責任において、知識、経験、資力、目的等と照らし合わせ、必要に応じ専門家に相談するなどして、慎重に検討した上で投資判断を行って下さい。

1. 先物取引等に係るリスク

本組合は、日本国債、国内外の株価指数先物及び国内外の債券先物取引（以下本項目では総称して「先物取引等」といいます。）ならびに GO ファンド投資事業組合マザーファンドを通じて先物取引等を行います。先物取引等の取引価格は、対象とする原商品の指数の変動、金利、為替の変動等により上下しますので、これにより本組合が損失を被ることがあります。

先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の多額の損失を被ることがあります。また、その損失は本組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。さらに、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあり、結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。このため、決められた時限までに反対売買による決済を行わない場合は、本組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

2. 信用リスク

本組合の業務執行を行う当社が倒産手続を行った場合や、その他の理由により本組合を脱退する場合など業務や財産の状況の変更があった場合、業務執行者が業務を継続できないことが

あり、後任の業務執行者が選任されず本組合が解散する、十分に投資が進捗を待たずに解散する、適切でない時期の投資の処分が要求される等、本組合の運用成績に悪影響を及ぼすおそれがあり、これにより本組合が損失を被ることや分配の支払が滞ったり、支払不能となるリスクがあります。

前述のとおり、先物取引等は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として想定外の損失を被ることがあり、その損失は本組合が差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。

また、相場の変動等により先物取引等の計算上の損失額が発生した場合は、追加証拠金の差入れが必要になることがあります。業務執行を行う当社の業務や財産の状況の悪化により証拠金の差入れが滞るまたは支払不能となることで、結果的に元本超過損が生じるリスクがあります。

株価指数先物取引はあらかじめ決められた時限までに反対売買もしくは、SQ 決済などで決済を行わなければならない取引です。業務執行を行う当社の業務や財産の状況の悪化により決められた時限までに反対売買による決済を行われない場合は、本組合が SQ 決済などで想定外の損失を被ることがあります。

3. システムリスク

本組合は、取引業者のオンライン取引を利用して取引を行います。利用する取引業者各社のオンライン取引は、天災地変、火災、停電、通信機器の故障等、不測の事態により取引の制限が生じることがあります。

さらに、利用する取引業者各社が所有する通信回線およびシステム機器に異常、障害等が発生した場合には、取引に制限が生じることがあり機会利益の損失等のリスクが発生します。

また当社が取引に使用するログインパスワード、取引パスワード等の業務執行組合員に帰属する情報が第三者に譲渡、貸与、または、漏洩、窃盗等されることにより、結果として本組合に損害が発生することがあります。

4. 制度的リスク

本組合に適用のある法令、税制および政府による規制の変更等があった場合には、本組合の事業遂行に悪影響が生じる可能性があります。税務当局において、組合員の税務の処理とは異なる見解を持つ可能性があり、その結果、組合員において税負担が増大する可能性があります。その結果組合員の税負担が増大し組合員の受領する分配金または出資金の税負担考慮後の回収額に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. 事務リスク

本契約においては、本組合の運営事務を、当社が実施しているため、当社が破綻その他の事由により業務が遂行できない状況になった場合、本組合に損失が生じ、または本契約に係る出資

金返還および利益の分配金額の支払いなどの支払い事務が遅滞するリスクがあります。

6. 流動性リスク

本契約の譲渡は同契約により制限されており、当社の同意が必要です。また、本契約に基づく組合員たる地位を取引する市場は現時点では存在しません。

■ 書面による解除（クーリングオフ）の適用の有無

本契約の締結に関して、金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）の適用はありません。

以上